



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 18

May 2016

海外トピック②

欧州法務事情シリーズ 第1回
ドイツ有限会社(後編)

kpmg.com/jp



欧州法務事情シリーズ 第1回

ドイツ有限会社（後編）

KPMG Law 法律事務所 ドイツ

デュッセルドルフ事務所

KPMG Law デュッセルドルフ事務所代表

KPMG Law Region WEST 代表

ドイツ弁護士、税理専門弁護士

パートナー Maximilian Gröning

ドイツ弁護士

小林 あき

人口減少や取引先の海外移転等による国内需要の飽和に伴い、近年、大企業だけでなく中堅企業においても海外需要を取り込むため、海外事業展開が拡大傾向にあります。こうした中、各国の法規制動向を理解し、様々な課題を克服し、意図せぬ違反を回避することがますます重要となりつつあります。そこで、欧州法務事情シリーズにおいては、企業の欧州事業展開のなかで必要な会社法やコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等の主要なトピックについて連載し、シリーズを通じて本社側、現地法人側で留意すべき事項について考察いたします。

第1回の後編となる本稿は、前編に引続きドイツの有限会社に関して解説します。ドイツの有限会社は、現地法人の形態のうち実際最も多く利用されています。

そこで、「ドイツ有限会社（後編）」では、有限会社の代表と経営、有限会社取締役の職務、権利と責任、有限会社のファイナンス制度などについて解説いたします。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



Maximilian Gröning

マクシミリアン・グレーニング



小林 あき

こばやし あき

【ポイント】

- ー ドイツ有限会社の取締役は、会社に対して善管注意義務を迫うものの、経営判断が不合理に委縮されないため、経営判断原則が規定されている。また、第三者に対する責任は原則追わないと解されている。
- ー ドイツの有限会社の社員は、通常、持分に応じて金銭での利益配当請求権を持っている。また、損益処分の決議において繰越利益を決めるが、少数派社員の利益保護のため、定款に最低配当を定めることができる。
- ー ドイツの有限会社において、社員の責任は、原則として出資義務に限定される。ただし、債権者保護のため、資本維持原則の規定がある。
- ー 有限会社の持分譲渡、相続は、有価証券化できないため、必ず公正証書が必要となる。

I. 有限会社の代表と経営

1. 取締役の職務

ドイツ有限会社の取締役の主な職務は、会社の業務執行および会社を裁判上または裁判外で代表することです¹。業務執行と代表は日本法上の概念とほぼ同じであり、業務執行が会社において行われる実上あるいは法律上の活動を指すのに対し、代表は会社の対外活動を指します。

ドイツ株式会社における取締役とは異なり、ドイツ有限会社の取締役は、自己の責任において業務執行するわけではなく、定款および法律の範囲内において社員総会の指示に従いつつ業務を執行します。有限会社の業務執行者は、社員総会の指図に従う義務を負います。ただし、取締役に違法行為を要求する指示は当然ながら拘束力を有しません。

有限会社における企業決定の会社の重要事項については、有限会社の最高機関である社員総会の決議事項となっています²。社員総会はその決議事項の大部分を、基本的機能分担に反しない限り³、別の機関（取締役等）に移譲することができます。したがって、社員総会は、定款または決議により、取締役の業務執行権限を拡張、または制限することができます。定款・決議で業務執行権限が定められていない場合は、取締役は包括的な業務執行権限を有します。しかし、形式上の指示がない場合でも、社員の意思が推定できる場合には、有限会社の取締役は、社員総会の意思を無視してはなりません。したがって、有限会社の取締役は、業務執行に関して通常でない取引をする場合、あるいは企業経営上の基本的な決定をなす場合は、常に最高機関たる社員総会の承認を得なければならないとされています⁴。

有限会社は、取締役が裁判上および裁判外で代表となります⁵。その結果、会社は、取締役が会社の名において行った法律行為により権利を取得し、義務を負います⁶。取締役の代表権の範囲は基本的には無制限であり、かつ、代表権の制限は、第三者に対して法的効力を有しません⁷。これは、第三者の信頼を保護する制度であり、これにより相手に会社を代表する無制限権限があると感じて取引をした者が保護され、取引の安全が図られます。

ドイツ会社法では、日本法とは異なり、共同代表が原則と

なっています⁸。したがって、定款または社員総会決議で定められていない限り、取締役は共同代表権を有します。取締役が単独代表権を有する場合には、定款または社員総会決議でその旨を規定しておかなければなりません。

業務執行と代表以外の業務執行者の任務としては、社員名簿の管理（ドイツ有限会社法40条1項）、帳簿管理（ドイツ有限会社法41条）、社員総会の招集（ドイツ有限会社法49条）、社員に対する解説等の提供（ドイツ有限会社法51a条1項）、倒産申立て（ドイツ倒産法15a条1項）等があります。

2. 取締役の選任と任期

取締役は、定款上の記載または社員総会の過半数決議により選任されます⁹。取締役の最低人数についての定めは法律上存在しないため、取締役が1人である有限会社も許されます。日本法とは異なり¹⁰、取締役の任期については法律上の規定は存在しません。したがって、定款に定めない限りは取締役の任期はありません。ただし、共同決定法の適用のある有限会社については、監査役会が取締役の選任・解任権を有し、取締役の任期は5年となります¹¹。

有限会社は取締役を社員総会決議において、いつでも解任することができます¹²。ただし、定款により「重大な事由」がある場合にのみ解任できると定めることができます¹³。特に、著しい義務違反または通常の経営能力の欠如が、重大な事由とみなされます¹⁴。共同決定法が適用される有限会社¹⁵においては、取締役を会社が解任するには、常に重大な事由が必要で¹⁶す。

3. 取締役の任命資格

取締役は、ドイツ国籍やドイツ居住者である必要はありません。しかし、ドイツ有限会社の取締役は、法的義務を実際にいつでも果たせるような状態でいなければならないため、実際は、取締役がEU以外の国籍の者である場合、少なくとも一人の取締役はドイツに居住すること、もしくは、いつでもドイツに入国することが可能であることが望ましいことがあります。たとえば、取締役はドイツ有限会社法41条において、会社の帳簿作成

1 ドイツ有限会社法35条2項1文参照。

2 ドイツ有限会社法46条

3 基本的機能分担とは、社員総会が意思決定機関であり、取締役が執行機関であること。

4 連邦通常裁判所判例BGH NJW 1991, 1681, 1682

5 ドイツ有限会社法35条1項参照。

6 ドイツ民法164条1項

7 ドイツ有限会社法37条2項参照。内部的な制限については下記。

8 ドイツ有限会社法35条2項1文参照。

9 ドイツ有限会社法6条3項2文、46条5号参照。

10 会社法332条1項参照。

11 共同決定法31条1項・炭鉱鉄鋼共同決定法13条・炭鉱鉄鋼共同決定補充法13条・ドイツ株式法84条参照。共同決定権を有する会社について「ドイツ有限会社（前編）IV. ドイツ有限会社の機関構成」参照。

12 ドイツ有限会社法46条5号参照。

13 ドイツ有限会社法38条2項1文参照。

14 ドイツ有限会社法38条2項2文参照。

15 共同決定権を有する会社について「有限会社（前編）IV. ドイツ有限会社の機関構成」参照。

16 共同決定法31条1項・炭鉱鉄鋼共同決定法13条・炭鉱鉄鋼共同決定補充法13条・ドイツ株式法84条3項参照。

を適正に行う義務を負います。また、ドイツ有限会社法43条2項の個人的責任を避けるため、資本金の維持に常に注意を払い、ドイツ破産法15a条の倒産申し立て義務を果たせる状態で行う必要があります。このような取締役の義務を行うためには、必ずしもドイツに居住することは必要ではありませんが、登録裁判所は、EU以外の国籍である取締役に対して、いつでもドイツに入国することが可能である証明を要求することがあります。このような証明は、たとえば住居および入国許可証により証明できます。取締役の任命資格として、国籍にかかわらず、破産引き伸ばし行為、詐欺など刑法上の犯罪を過去に犯していないことが挙げられます¹⁷。

4. 取締役の機関上と任用契約上の地位

取締役の任用契約は民法上の雇用契約（Dienstvertrag）とされており¹⁸、これにより取締役は会社に対して業務を執行する義務を負うこととなります。ドイツ有限会社の取締役については、任用契約上の地位と機関上の地位とは、法的に区別されるべきであるとされています¹⁹。任用契約がいつ終了するかは、任用契約自体により規定します。任用契約は取締役の任期にかかわらず、いつでも会社側から一方的かつ恣意的に解約することができます。雇用契約に関するドイツ民法626条2項の解約期間の規定が適用されるかについて論争があるものの、判例・通説は原則としてこれを肯定し、会社は取締役の任用契約の解除原因となる事実を知ってから2週間以内に解除しなければなりません²⁰。

5. 取締役の義務と責任、Business Judgment Rule

取締役の義務違反に対しては、損害賠償を負うほか、重大な理由（wichtiger Grund）による告知期間のない解約の対象ともなりえます。また、刑罰の対象となることさえあります。ドイツ法では、義務違反を行った取締役の責任については、会社に対する責任と第三者に対する責任とを区別するべきであると考えられています。

会社に対する取締役の責任として特徴的なことは、取締役の負う注意義務の基準が法律に定められている点です。これによると、有限会社の取締役は善良な管理者の注意（Sorgfalt eines ordentlichen Geschäftsmannes）を払う義務を負います²¹。取締役の注意義務とは、たとえば、有限会社により定められた命令

規範に従う義務および会社の内部の機関として遵守すべき規定を遵守する義務、会社が企業として活動するにあたり遵守すべきすべての法令を守る義務（会社に適切な監視体制を設置する義務なども含む）、会社に対しての忠誠義務等が挙げられます。取締役の具体的な義務は、資本金の維持に常に注意を払う義務²²、倒産申し立て義務²³、適正な帳簿作成・年度決算書と状況報告書の作成の義務²⁴、年度貸借対照表または営業年度中に作成された貸借対照表上、資本金の半額を喪失したことが判明した時は遅滞なく総会を招集する義務等が規定されています。このような義務は会社そのものに課されていますが、有限会社の取締役はこのような義務が会社により果たされることを保証しなければなりません。義務が果たされることを確保していなかったことにより会社に損害が発生した場合は、取締役が責任を負います。自己の義務に違反した取締役は、会社に対して発生した損害について連帯で責任を負います²⁵。

会社の経営にあたってリスクは常に伴います。取締役の意思決定や経営判断において結果的に会社が損害を負った際、事後に経営者の判断を審査して取締役の責任を問うことを無制限に認めるならば、取締役の経営判断が不合理に萎縮される恐れがあるため、判例から経営判断原則（Business Judgment Rule）が生まれました。経営判断原則では、「取締役構成員が経営的決定において適切な情報をもとに会社の福利のために行ったと合理的に認められる場合、義務違反はない」と規定されています。

社員総会は有限会社の最上位の機関であり、取締役は社員総会の指示に（法律違反または定款違反行為を行うことを命ずるものでない限り）従う義務があります²⁶。そのため、取締役が社員総会の適法な指示を実行した結果、会社に損害が生じた場合には、取締役は会社に対して損害賠償責任を負わないと解されています。

第三者に対する取締役の責任に関しては、ドイツ有限会社法にはそれを規定する条文がなく、取締役は原則として第三者に対しては責任を負わないと解されています。第三者に対しての会社の責任は変わらずありますが、取締役が第三者に対して個人的に責任を負うのは、例外的なケースにのみ限られています。たとえば、特別法が機関構成員の第三者に対する責任を定めている場合や取締役が契約上の義務を第三者に対して負う場合、倒産申立義務を遵守しない場合や不法行為に該当する場合等が挙げられます。

17 ドイツ有限会社法6条2項参照。

18 Zöllner/Noack, in: Baumbach/Hueck, GmbHG, 20. Aufl., § 35 Rn. 173: 任用契約は、法律行為の委託契約（Geschäftsbesorgungsvertrag）の形である雇用契約であると説く、ドイツ民法611条以降、675条参照。

19 Zöllner/Noack, in: Baumbach/Hueck, GmbHG, 20. Aufl., § 35 Rn. 163 ff.
20 BGH NJW 1995, 2850, 2851

21 ドイツ有限会社法43条1項

22 ドイツ有限会社法43条3項

23 ドイツ破産法15a条

24 ドイツ有限会社法41条、42a条1項

25 ドイツ有限会社法43条2項

26 ドイツ有限会社法37条1項

II. 社員総会

社員総会は有限会社の意思決定機関であり、有限会社における最上位の機関です。社員総会は、必ずしも決議を下すために集会を開催する必要はなく、すべての社員が社員総会決議事項についてメールやファックス等の書面により合意する場合、あるいは書面により投票することに合意する場合には、決議を下すために社員総会を実際に開催する必要はありません²⁷。社員総会は社員による稟議によって行うことも可能であり、稟議書を各社員に回し社員総会決議を行うための合意を得るという方法をとることもできます。有限会社の社員総会の権限は基本的にはすべての事項に及ぶ包括的なものですが、定款が定める場合、法律上の規定とは異なった社員総会の権限規定を設けることができます。ドイツ有限会社法46条は社員総会の権限を例示しています。これによると、たとえば計算書類の確定、取締役の選解任、業務執行の検査および監査、取締役に対する損害賠償請求権の行使等が、社員総会の権限として挙げられます。なお、会社の基本的決定にかかわる事項、たとえば、定款の変更、会社の解散、組織再編（合併・分割・営業譲渡・法形式の変更）等については、他の機関（取締役等）に委任・移譲することはできません。

ドイツ有限会社法の社員総会に関する規定は、実務上、定款により具体化、または変更がなされることが通常です。社員総会は取締役により招集されますが、社員総会の招集通知は書面により社員総会の1週間前までに送付されなければなりません。社員総会の招集にあたっては会議の議事日程が会議3日前までに社員に通知されていなければなりません²⁸、通常は、法的期限と形式的要求事項を放棄して社員総会を行います。

社員総会の決定は、原則として過半数決議によって実行されます²⁹。しかし、定款の変更等の基礎的事項については、4分の3以上の多数決によって定められなければなりません。4分の3以上の多数決は、代表する資本金の4分の3ではなく、決議において投じられた議決権の4分の3以上の多数決を意味します。社員総会の議決権は、資本金に対する参加の割合によって決まります。有限会社の社員には原則として1ユーロの持分につき1つの議決権が与えられています。ただし、有限会社の定款で、1ユーロ持分1議決権主義とは異なる議決権付与の方法を規定することもできます。また、議決権のない持分も許されています。

III. 有限会社のファイナンス制度

1. 帳簿と計算

有限会社の帳簿と計算は、ドイツ有限会社法41条 - 42a条およびドイツ商法第3編238条 - 342e条において規制されています。有限会社に適用されるドイツ商法の規定は、すべての商人に適用される総則規定³⁰と資本金会社に補充的に適用される規定³¹とに分けられます。有限会社の計算と利益配当に関する有限会社法上の特別規制の主なものとしては、次のものがあります。第一に、適正な帳簿作成は有限会社においては取締役の義務に属します³²。第二に、有限会社の資本金はドイツ商法に基づいて作成されるべき年度決算書における引受済資本金とみなされます³³。第三に年度決算の確定等は原則として社員総会の権限に属します³⁴。これ以外の有限会社の帳簿と計算については、商業帳簿の規制の一部としてドイツ商法によって定められています³⁵。

2. 年度決算確定手続

適正な帳簿作成義務は取締役には属します³⁶。有限会社の取締役は、年度決算書（貸借対照表・損益計算書・附属明細書）および状況報告書の作成義務も負います³⁷。年度決算の確定および利益配当の決定は社員総会の権限に属します³⁸。年度決算の確定までの手続は、会社の規模と監査役会または会計監査人の存否によって異なります。

区分	小会社	中会社	大会社
要件	①600万ユーロの貸借対照表総額、 ②1200万ユーロの売上収入、 ③年間平均50人の労働者、の3つの要件のうち、2つを超過しない資本会社（ドイツ商法267条1項）	①600万ユーロの貸借対照表総額、 ②1200万ユーロの売上収入、 ③年間平均50人の労働者、の3つの要件のうち、少なくとも2つを超過しているが、「大会社」の要件のうち2つを超過しない資本会社（ドイツ商法267条2項）	①2000万ユーロの貸借対照表総額、 ②4000万ユーロの売上収入、 ③年間平均250人の労働者の3つの要件を2つ以上超過する資本会社（ドイツ商法267条3項）。

27 ドイツ有限会社法48条2項

28 ドイツ有限会社法51条2項、4項

29 ドイツ有限会社法47条1項

30 ドイツ商法238条～263条

31 ドイツ商法264条～335b条

32 ドイツ有限会社法41条

33 ドイツ有限会社法42条1項

34 ドイツ有限会社法42a条2項、46条1号

35 ドイツ商法264条～335条

36 ドイツ有限会社法41条

37 ドイツ商法264条1項、ドイツ有限会社法42a条1項1文

38 ドイツ有限会社法42a条、46条1号～1b号

監査役会の存在しない「小会社」である有限会社では、取締役が年度決算書と状況報告書を作成し³⁹、社員に提出しなければなりません⁴⁰。その後、社員総会が年度決算を確定します⁴¹。監査役会が存在する「小会社」では、取締役が年度決算書と状況報告書を作成した後、監査役会に年度決算書・状況報告書を提出します⁴²。監査役会は、年度決算書等を監査し、1ヵ月内に取締役に返却します⁴³。その後、取締役は、監査役会の報告書とともに年度決算書・状況報告書を社員に提出します⁴⁴。

監査役会の存在しない「中会社」「大会社」である有限会社では、取締役は作成した年度決算書と状況報告書を会計監査人に提出し⁴⁵、会計監査人は、検査後、年度決算書と状況報告書を検査報告書とともに取締役に返却します⁴⁶。取締役は年度決算書、状況報告書および会計監査人の検査報告書を遅滞なく社員に提出します⁴⁷。監査役会が存在する「中会社」「大会社」においては、取締役は作成した年度決算書・状況報告書を監査役会と会計監査人に提出します。会計監査人の検査報告書は、監査役会に提出されますが、その前に取締役に意見を述べる機会が与えられています⁴⁸。年度決算書・状況報告書・会計監査人の検査報告書の提出を受けた監査役会は、これらの書類を基に年度決算の監査を行い、監査報告書を作成します⁴⁹。監査役会は以上の書類をまとめて取締役に返却し、取締役は同書類を遅滞なく社員に提出します⁵⁰。ドイツ有限会社法によると年度決算の確定は原則として社員総会の権限に属します。しかし定款により、年度決算確定権限を監査役会や一部の社員に与えることもできます。年度決算確定の社員の決議は過半数決議の形態をとります⁵¹。社員が要求する場合に限り、会計監査人は年度決算確定の決議に参加しなければなりません⁵²。

年度決算確定にあたり有限会社の社員は、取締役と同様、ドイツ商法およびドイツ有限会社法上の計算規定に拘束されます⁵³。

3. 剰余金の配分

通常、有限会社の社員は持分に応じて、年度剰余金の配分を求める請求権を持ちます⁵⁴。利益配当は金銭でなされるのが普通です。利益配当請求権は、定款が特に短期消滅時効を定めて

いない限り、3年で消滅時効となります。社員は、損益処分の決議において、利益を無制限に利益準備金に組み入れ、または繰越利益とすることができると規定されています。ドイツ有限会社法29条は任意規定である⁵⁵ため、定款により利益準備金および繰越利益について、特段の定めをなすことができます。有限会社が将来起こる可能性のある多数派社員・少数派社員の対立において、少数派社員の利益を保護しようとする場合には、定款に最低配当について定めておくことができます。

4. 資本金の維持

有限会社においては、社員の責任は出資義務に限定され、会社の債務に対しては原則として責任を負いません。会社債権者に対する責任の基礎となる資本金に相当する会社財産が維持され、これが社員に対して払い戻されることを防止するための規制が設けられています。第一に、資本金は引受済資本金として貸借対照表の債務の項目に証明されなければなりません⁵⁶。第二に、資本金の維持に必要な会社財産は原則として社員に払い戻してはなりません⁵⁷。第三に、会社は自己持分を、資本金額に相当する会社財産が会社に維持される限りにおいてのみ、取得することができます⁵⁸。資本維持規制に違反して会社財産が社員に払い戻され、当該払戻しの受領者たる社員が違法に受領した額を会社に返還しない場合、その他の社員がその持分に応じて違法な支出額を会社に対して支払う義務を負うとされています⁵⁹。

5. 有限会社における自己持分取得

会社による自己持分の取得は基本的には可能です。出資が完全に払い込まれていない場合にのみ、会社による自己持分の取得は禁止されています⁶⁰。会社が、その出資が完全になされていない自己持分を取得することは、有限会社の資本維持原則に違反すると考えられています。

ドイツ有限会社法33条1項に違反して、会社が、その出資が完全になされていない自己持分を取得する場合、かかる取得行為は無効です⁶¹。また、違法な自己持分取得にかかわった取締役

39 ドイツ商法264条1項

40 ドイツ有限会社法42a条1項1文

41 ドイツ有限会社法46条1号

42 ドイツ有限会社法52条1項、ドイツ株式法170条1項

43 ドイツ有限会社法52条1項、ドイツ株式法171条

44 ドイツ有限会社法42a条

45 ドイツ商法320条1項1文

46 ドイツ商法321条5項1文

47 ドイツ有限会社法42a条1項

48 ドイツ商法321条5項2文

49 ドイツ有限会社法42a条1項3文

50 ドイツ有限会社法42a条1項2文・3文

51 ドイツ有限会社法47条1項

52 ドイツ有限会社法42a条3項

53 ドイツ有限会社法42a条2項3文

54 ドイツ有限会社法29条1項、3項

55 Hommelhoff in: Lutter/Hommelhoff, GmbHG, § 29 Rdnr. 1

56 ドイツ有限会社法42条1項、ドイツ商法266条3項、272条

57 ドイツ有限会社法30条～32条

58 ドイツ有限会社法33条

59 ドイツ有限会社法31条3項

60 ドイツ有限会社法33条1項

61 ドイツ民法134条

は、会社に対し損害賠償責任を負います⁶²。

会社が自己持分を取得する場合、自己持分から生ずる議決権および利益配当請求権は停止します。会社が自己持分を第三者に処分する場合、当該持分を取得した者において停止していた議決権および利益配当請求権は復活します。有限会社が自己の全持分を取得することも許されます⁶³。

IV. 資本増加

有限会社においては、3種類の資本増加を行うことができます。すなわち、出資による「通常の資本増加」⁶⁴と準備金の資本組入れ等による「名目上の資本増加」⁶⁵、および、授權資本の形態による資本増加⁶⁶の3種類です。通常の資本増加は5つの段階を経て行われます。

- (1) 資本金額は定款記載事項のため⁶⁷、その額を変更するには社員総会の4分の3以上の多数決の定款変更決議が必要です⁶⁸。資本増加決議には公証人による公証が必要です⁶⁹。
- (2) 次に、資本増加に伴う持分引受契約の締結にあたって、総会の過半数決議による承認が必要です⁷⁰。
- (3) 持分を引き受ける者と会社との間で持分引受契約の締結がなされます⁷¹。
- (4) 持分の引受人による出資義務の履行がなされます。
- (5) 資本増加は商業登記簿への登記申請がなされなければなりません⁷²。資本増加の登記は、登記により資本増加の効力が生じます⁷³。

V. 持分の譲渡

有限会社の持分は譲渡可能、かつ相続可能です⁷⁴。しかし、株式会社とは異なり、有限会社の持分を有価証券化することはできません。有限会社の持分の証明書を作成することは可能ではありますが、実務上はほとんど利用されていません。これは単なる証明書にすぎず、この証明書により、社員権を物権法上あるいは有価証券法上移転させることは不可能です。したがっ

て、有限会社社員の持分を有価証券市場へ上場することはできません。

有限会社の持分を譲渡するには、必ず公証人の作成による公正証書が必要です⁷⁵。定款により、この公証人の作成による公正証書を不要とすることはできません。したがって、有限会社の持分を譲渡するには費用がかかります。

有限会社の持分の譲渡につき社員総会の承認は必ずしも必要ではありませんが、定款の規定により社員総会の承認を必要とすると定めることは可能です⁷⁶。有限会社社員の持分の譲渡につき公証人が認証をなした後、遅滞なく、公証人は、最新の社員名簿 (Liste der Gesellschafter) に署名しこれを商業登記簿へ登記するため、管轄登記裁判所 (簡易裁判所) に提出しなければなりません⁷⁷。この公証人による認証は有限会社の持分譲渡が有効となる条件であります。

VI. 有限会社の終了

有限会社が終了するには、法的に規定されている解散事由が存在しなければなりません。解散事由は、社員総会の4分の3以上の多数決による解散⁷⁸や、倒産手続の開始による解散⁷⁹等が規制されています。その後清算が行われ、清算完了後、有限会社は完全に終了します。

有限会社の清算は清算人によって行われます。清算人には原則として会社の取締役が任命されますが⁸⁰、定款または社員総会の決議により取締役以外の者を清算人に任命することもできます。清算人は会社の解散を会社公告紙 (Gesellschaftsblätter)⁸¹に公告しなければなりません⁸²。この会社解散に係る公告において、清算人は会社債権者に対し届出を催告します⁸³。この有限会社清算の過程では、まず会社債権者が会社財産から満足を得た後、残余財産が社員に分配されます。清算人は会社が継続していた業務を終了し、会社の義務を果たし、会社の請求権を行使します。会社を終了するために、会社は残務整理にかかわる新しい業務を行うことができます⁸⁴。この清算の過程で、会社は会社の事業を第三者に譲渡し、会社財産を現金化することもできます。最後に会社に残された残余財産は社員に分配されます⁸⁵。清算の任務を果たすために、清算人は会社の外部関係

62 ドイツ有限会社法43条3項

63 ドイツ有限会社法33条

64 ドイツ有限会社法55～57a条

65 ドイツ有限会社法57c条～570条

66 ドイツ有限会社法55a条

67 ドイツ有限会社法3条1項3号

68 ドイツ有限会社法53条

69 ドイツ有限会社法53条2項1文前段

70 ドイツ有限会社法55条2項

71 ドイツ有限会社法55条1項

72 ドイツ有限会社法57条1項

73 ドイツ有限会社法54条3項

74 ドイツ有限会社法15条1項

75 ドイツ有限会社法15条3項

76 ドイツ有限会社法15条5項

77 ドイツ有限会社法40条2項

78 ドイツ有限会社法60条1項2号

79 ドイツ有限会社法60条1項4号

80 ドイツ有限会社法66条1項

81 例えば電子連邦官報等

82 ドイツ有限会社法65条2項1文

83 ドイツ有限会社法65条2項2文

84 ドイツ有限会社法70条2文

において無制限の代表権限を有します⁸⁶。清算人が会社を代表する場合、会社の商号には会社が清算中であることを示す字句「in Liquidation」またはその省略形「i.L.」(いずれも「清算中」の意)が付加されなければなりません⁸⁷。

清算にあたっては、清算人により清算開始貸借対照表および結了貸借対照表が作成されます。清算が長期にわたる場合、毎年度末に年度決算書および状況報告書の作成が必要になります。

清算の結了により会社は終了します。会社の終了および商号の抹消については、清算前に商業登記簿への登記申請がなされなければなりません。有限会社の清算の結了後10年間、会社の帳簿および書類は保存されなければなりません⁸⁸。

【関連トピック】

欧州法務事情シリーズ

第1回 ドイツ有限会社（前編）
(KPMG Insight Vol.17/Mar.2016)

税務動向

「ドイツ税務最新動向 在独日系企業と移転価格税制－税務調査を中心に－」
(KPMG Insight Vol.12/May 2015)

「ドイツにおけるM&A・組織再編関連税制の動向」
(KPMG Insight Vol.16/Jan 2016)

【KPMG Law法律事務所の紹介】

KPMG Law法律事務所はドイツの16の都市に事務所を設けており、220人以上のドイツ弁護士が所属する包括した法務サービスを行う総合法律事務所です。

KPMG Law法律事務所は、専門分野ごとに組織されており、会社法およびM&A/プライベート・エクイティ/ベンチャー・キャピタル、事業再編、労働法、ファイナンシャル・サービス、保険関連、商業関連、コンプライアンス、独占禁止法、知識財産・IT、データ保護法、エネルギー・マネジメント法、不動産法等、企業活動に関連するほぼすべての専門分野に、豊富な実績を有する弁護士が数多く所属しております。

KPMG Law法律事務所は、グローバルに活動するKPMG会計・税務・アドバイザリー事務所の専門知識を総合したリーガル・アドバイスを提供しております。KPMGとの共同プロジェクトに取り組んだ際に、複数の専門分野を統合したアプローチを行っており、専門分野のファンクションを超えたサービスを提供することが可能です。

また、KPMGのメンバー・ファームである法律事務所およびKPMGと提携している法律事務所と協力し、世界的に60カ国で同等の品質基準で法務サービスを提供し、クロスボーダー取引を迅速かつ確に対応しております。

KPMG Law法律事務所は、今後も総合法律事務所として、ドイツおよび国際の企業法務分野において、クライアントのニーズに的確に応える総合的なリーガル・サービスを提供してまいります。

85 ドイツ有限会社法72条

86 ドイツ有限会社法69条、35条、37条

87 ドイツ有限会社法68条2項

88 ドイツ有限会社法74条2項

【執筆者紹介】

マクシミリアン・グレーニング (Maximilian Gröning)
 ドイツ弁護士、税理専門弁護士
 KPMG Law パートナー
 KPMG Lawデュッセルドルフ事務所およびKPMG Law Region
 WEST代表
 日系企業担当法務リーダー
 KPMGのコアリーダーシップチームのメンバー
 専門分野 M&A、企業再編、クロスボーダーM&A取引、Private
 Equity、Joint Ventures。

小林 あき (Aki Kobayashi)
 ドイツ弁護士
 グローバルジャパニーズプラクティスメンバー、
 KPMG Law Service Line Corporate/M&Aメンバー、
 デュッセルドルフ日本商工会議所・法務委員会の専門委員
 専門分野 企業再編および会社法、クロスボーダー取引、M&A。
 使用言語 日本語、ドイツ語、英語。

KPMGジャパン ドイツデスク

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

パートナー 岩宮 慎吾

東京事務所

シニアマネジャー 鈴木 雄飛

大阪事務所

シニアマネジャー 竹下 晋平

東京事務所代表番号 03-3548-5805／

大阪事務所代表番号 06-7731-1102

メールアドレス CountryDesk@jp.kpmg.com

日本においては、KPMGジャパンに現在3名のドイツ駐在経験者がドイツデスクに所属し、日系企業のドイツにおける事業展開を日本国内で側面支援しております。ドイツへの新規投資検討段階から、会社設立、事業立ち上げ、現地ビジネスの拡大・再編、などの事業フェーズに応じて、国内外の専門家チームと連携しながら、クライアントの経営課題の解決をサポートいたします。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG Law 法律事務所 デュッセルドルフ事務所
 ドイツ弁護士 小林 あき
 TEL: +49 211 47555 97 154
 akikobayashi@kpmg-law.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.